

国家公務員等の在職期間の通算等の特例に関する条例

(平成 6年 2月25日 条例第1号)

改正	平成16年10月 4日組合条例第2号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例第2条による改正)	平成17年 4月28日組合条例第3号
	平成19年 3月 2日組合条例第1号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例第3条による改正)	平成22年 3月 2日組合条例第1号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例附則3項による改正)
	平成24年10月 2日組合条例第1号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例第3条による改正)	平成25年 2月28日組合条例第1号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例第7条による改正)
	平成26年 7月29日組合条例第1号 (山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部 を改正する条例第2条による改正)	平成28年 3月 2日組合条例第2号

(趣 旨)

第1条 この条例は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員（以下「国家公務員等」と総称する。）が、引き続いて山形県市町村職員退職手当組合規約（昭和35年指令地第13719号）第2条に規定する市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の特別職の職員（山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年組合条例第3号。以下「支給条例」という。）第4条第1項に規定する特別職の職員をいう。以下同じ）となつた場合におけるその者の在職期間の通算等に關し特例を定めるものとする。

(在職期間の通算の特例)

第2条 国家公務員等が任命権者の要請に応じ、引き続いて組合市町村の特別職の職員となる場合において、組合長が特に認めたときは、当該特別職の職員に引き続く以前の国家公務員等としての在職期間は、組合市町村の特別職の職員としての在職期間に通算するものとする。ただし、国家公務員等を退職する際に支給条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受けた特別職の職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び特別職の職員となつたときは、先の特別職の職員としての在職期間を後の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、退職手当は支給しない。

(退職手当の計算及び基礎となる給料月額)

第3条 前条の規定の適用を受けた特別職の職員が退職した場合の退職手当の額は、支給条例第4条及

び第5条の規定にかかるわらず、国家公務員等として引き続いた在職期間については、一般職の職員（支給条例第5条の2に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）の例により算定した額と特別職の職員としての引き続いた在職期間については、同条例第4条（第5項及び第6項を除く。）及び第5条の規定により算定した額との合計額とする。この場合における国家公務員等としての在職期間にかかる退職手当の算定の基礎となる給料月額は、国家公務員等を退職した日において国家公務員等として受けたその者の給料月額とする。ただし、その合計額と特別職の職員としての在職期間と国家公務員等としての在職期間を通算した在職期間を一般職の職員の勤続期間とみなして一般職の職員の例により計算した退職手当の額のいずれか多い額をその者の退職手当の額とする。

2 前項ただし書きによる退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者が特別職の職員になることなく、国家公務員等として在職したと仮定した場合の給料月額とする。

（国家公務員等に復帰した場合の取り扱い）

第4条 第2条の規定の適用を受けた特別職の職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員等となったときは、支給条例第20条第2項の規定の例による。

（退職手当基本額責任準備金の計算方法の特例）

第5条 第2条の規定の適用を受け国家公務員等としての在職期間が組合市町村の特別職の職員として在職期間に通算された職員の支給条例第24条の2の規定の適用については、同条例第1項中「退職した特別職の職員」とあるのは「国家公務員等として引き続いた在職期間はなかったものとし、特別職の職員としての引き続く在職期間について退職した特別職の職員」とする。

（補 則）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年 組合条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年 組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 組合条例第1号抄)

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（2以下略）

附 則 (平成22年 組合条例第1号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（2以下略）

附 則 (平成24年 組合条例第1号)

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定中支給条例第3条及び第4条に関する部分、第3条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成25年1月1日（以下「施行

日」という。) から施行する。

(2及び3 略)

附 則 (平成25年 組合条例第1号抄)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 - 2 施行日前に退職した職員に係る退職手当の支給及び特別負担金については、なお従前の例による。
- (以下 略)

附 則 (平成26年 組合条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県市町村職員退職手当支給条例第24条の2から第24条の4までの改正規定及び第2条の規定並びに附則第3項の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(以下 略)

附 則 (平成28年 組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。